

新潟県山岳協会

会報

第2号

1967年9月

就任の御挨拶

佐藤一栄

勝れた登山歴と、ノーブルで温厚なお人柄から、大勢の岳人に慕われてきた笠原藤七さんは、新組織で発足した当協会の会長として熱心に地固めに尽されました。が、このたび惜しまれながら退陣されました。その笠原さんの後をお受けしたものの、若輩菲才の私にとっては誠に容易ならぬことと、役目の重さを痛感している次第です。

頼みとするところは、協会の仕事を分担する人々の殆んどが、私と同年代であり、あるいは山で長年苦楽を分け合い、気心の知れた仲間であるということです。これからもお互いの友情と信頼感を協話し合ひムードで組織の充実を期したいものでありますし、加盟団体の会員諸君にも、仲間同志の交流をさらに押上げて、いつ何処ででも手を振つて笑い合える近親感と連帯意識を盛り上げていただきたいと願っております。

事務連絡の仕事は、協会活動のバロメーターのようなもので、しかも事務局と國つて迅速、適確な処理に努める所存であります。これらも含めた協会の歩みについて、加盟団体各位からも忌憚なく建設的な御意見を、お聴かせ願い

たいものであります。

ある組織に成長することであらう

と思われます。

郷土の山を愛し、その開拓に歓

びを求める多くの山岳団体の力が

中下越のいすれを見ても、例え

白馬妙高、苗場谷川、飯豊朝日と

それぞれ勝れた特色を持ち、四季を通じて登り甲斐のある山々を擁

しています。山域も広く、難易のバラエティーにも富んでいます。山岳を擁して県外の山に望まずとも、意

欲を満してくれる登山が堪能できます。このように登山の対象が身

近かに得られることは、岳人の大きな喜びであり、その山に対する傾倒の度合いも自から深まることが多いでしょう。事実、県下の山岳団体の大半がホームグラウンドとして親しみ、バイオニアワーカーに誇りと熱情を賭けた「われらの持山」を所有していることは、協会としても頗もしい次第で、何處

に誇りと熱情を賭けた「われらの持山」を所有していることは、協

会の強力な支援活動が得られる

うが、私は、過去の長年に亘った

中下越のいすれを見ても、例え

白馬妙高、苗場谷川、飯豊朝日と

それぞれ勝れた特色を持ち、四季を通じて登り甲斐のある山々を擁

しています。山岳を擁して県外の山に望まずとも、意

欲を満してくれる登山が堪能できます。このように登山の対象が身

近かに得られることは、岳人の大きな喜びであり、その山に対する傾倒の度合いも自から深まることが多いでしょう。事実、県下の山岳団体の大半がホームグラウンドとして親しみ、バイオニアワーカーに誇りと熱情を賭けた「われらの持山」を所有していることは、協会としても頗もしい次第で、何處に誇りと熱情を賭けた「われらの持山」を所有していることは、協

会の強力な支援活動が得られる

うが、私は、過去の長年に亘った

中下越のいすれを見ても、例え

白馬妙高、苗場谷川、飯豊朝日と

それぞれ勝れた特色を持ち、四季を通じて登り甲斐のある山々を擁

しています。山岳を擁して県外の山に望まずとも、意

欲を満てくれる登山が堪能できます。このように登山の対象が身

近かに得られることは、岳人の大きな喜びであり、その山に対する傾倒の度合いも自から深まることが多いでしょう。事実、県下の山岳団体の大半がホームグラウンドとして親しみ、バイオニアワーカーに誇りと熱情を賭けた「われらの持山」を所有していることは、協会としても頗もしい次第で、何處に誇りと熱情を賭けた「われらの持山」を所有していることは、協

会の強力な支援活動が得られる

うが、私は、過去の長年に亘った

中下越のいすれを見ても、例え

白馬妙高、苗場谷川、飯豊朝日と

それぞれ勝れた特色を持ち、四季を通じて登り甲斐のある山々を擁

しています。山岳を擁して県外の山に望まずとも、意

欲を満てくれる登山が堪能できます。このように登山の対象が身

近かに得られることは、岳人の大きな喜びであり、その山に対する傾倒の度合いも自から深まることが多いでしょう。事実、県下の山岳団体の大半がホームグラウンドとして親しみ、バイオニアワーカーに誇りと熱情を賭けた「われらの持山」を所有していることは、協会としても頗もしい次第で、何處に誇りと熱情を賭けた「われらの持山」を所有していることは、協

会の強力な支援活動が得られる

うが、私は、過去の長年に亘った

中下越のいすれを見ても、例え

白馬妙高、苗場谷川、飯豊朝日と

それぞれ勝れた特色を持ち、四季を通じて登り甲斐のある山々を擁

しています。山岳を擁して県外の山に望まずとも、意

欲を満てくれる登山が堪能できます。このように登山の対象が身

近かに得られることは、岳人の大きな喜びであり、その山に対する傾倒の度合いも自から深まることが多いでしょう。事実、県下の山岳団体の大半がホームグラウンドとして親しみ、バイオニアワーカーに誇りと熱情を賛美するには、必ず、本県登山界の昏迷の中から生れ、培われた越後岳人の良識がそれら

見事に結集して、かつては飯豊国

体を成功に導き、新潟県境全縱走踏査登山という画期的な壯舉に大

見な收穫を得ましたが、同時にそれは本県登山界のレベルの高さを

実証したものとも申せましょう。本県の岳人によつて、将来再び

全国的な登山大会を主催し、ある

いは海外遠征を実現することも不

可能ではありません。そのためには當面は逞しい実践力や協会の心

を、みんなで作った当協会の発展に注ぎ込んでいただきたいものであります。

も当面は逞しい実践力や協会の心

を、みんなで作った当協会の発展に注ぎ込んでいただきたいものであります。

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

委員長 望月 力二

公認登山指導員検定によせて 検定実施報告

第二種・地区指導員

指揮員 藤井 勝義

無記名ペーパーテストの内

新潟県山岳協会 加盟団体名簿

八

県42年度スポーツの日各地区報告

上越地区

高田ハイキングクラブ
横田利八郎

丁度今年は高田市が県のスポーツの日中央大会場となり、総合グランピングの日ラウンジにて県知事出席のもとに一万七千人が参加致しまして、体操祭を兼ね盛大に行われました。

当クラブと致しましても今迄二回市民を対照とした、県民スポーツの日、登山行事を南葉山で行い、一四〇名位の参加者があつたのですが、今回は高校生、職場代表等が中央大会場へ行つた為、地元参加者が少なく、一〇名位でした。柿崎山岳会の一〇数名や東頬城、西頬城からの参加者も有つて、有意義な上越地区の登山大会になつたものと思つています。

実施経過

一、主催 高田市教育委員会
二、主管 高田ハイキングクラブ
三、後援 県山岳協会加盟山岳会
及び上越地区友好山岳団体
四、会場高田市青田南葉山
六月三日高田厚生会館前夜祭
(講演と山の映画の夕べ)
一七時三〇分より映画の後、講師
藤島玄先生の話を聞き、最後に県
境踏査上越担当のスライドを映写
する。

員無事に解散致しました。

担当 柄尾山の会
見附山岳会

柄尾山の会
片岡公会

柄尾市公民館

柄尾市教育委員会

柄尾市体育協会

柄尾区

朝六時柄堀巣守神社前

集合、準備体操の後木守

の竹の子設営班を残し全員が一

二時迄に登頂する。途中はイワカ

ガミの花盛りで特に藤島先生より

花の大きなこと群落の見事な事は

他の例を見ない程で有るとのお話

で意を強くする。

山頂の整理で石の祠や鳥居を直

して下山すると間も無く夕立がや

つて来た。一〇日以上の晴天続き

には正に恵の雨である。南葉山の

石祠には雨降り錢、風吹錢、日照

錢の三つが有つて此れを動かす

と、雨降り等が起るとの伝説があ

る。正に我々が祠を動かし雨降り

のよさであった。

三合目迄下り設営班心尽しの竹

の子汁を充分味わい小雨の中を青

田部落へと下った。

部落公民館でバス待ちの一時間

きた人達と祠前に安全登山を祈

念し一時一〇分青雲に向け出

発、アミハリ附近から青雲にかけ

てシラネアオイ、ヒメサユリ、ツ

終了後有志五〇名で藤島先生を閉
む懇談会を行い、諸問題を話し合
い二二時散会する。

六月四日 晴後小雨

七時三〇分高田総合グランドにて
集合し貸切バス一台と市のマイクロ
バス一台に分乗して、青田登

山道三合目迄林道を登る。これ
より班編成して登山を行い。五名

の竹の子設営班を残し全員が一

二時迄に登頂する。途中はイワカ

ガミの花盛りで特に藤島先生より

花の大きなこと群落の見事な事は

他の例を見ない程で有るとのお話

で意を強くする。

山頂の整理で石の祠や鳥居を直

して下山すると間も無く夕立がや

つて来た。一〇日以上の晴天続き

には正に恵の雨である。南葉山の

石祠には雨降り錢、風吹錢、日照

錢の三つが有つて此れを動かす

と、雨降り等が起るとの伝説があ

る。正に我々が祠を動かし雨降り

のよさであった。

三合目迄下り設営班心尽しの竹

の子汁を充分味わい小雨の中を青

田部落へと下った。

部落公民館でバス待ちの一時間

きた人達と祠前に安全登山を祈

念し一時一〇分青雲に向け出

発、アミハリ附近から青雲にかけ

てシラネアオイ、ヒメサユリ、ツ

バメオモト、マイヅルソウ、ゴゼンタチバナ、イワテトウキ、つばミツバオウレンがところ狭しと咲いていた。

ゲやコバイケソウ草地は愛らしい
みをつけたばかりのニッコウキス
が、まだ薄明るいうちに菅名山岳
で浅草岳は見えるが魚沼三山等は
残念ながら見えなかった。

一三時三〇分、大白川を目指して

下山行動をとる。三之芝附近は相

変らずかなりの残雪があり、ここ

でピックル持参の者はグリセー

ド、ない者はシリセードで残雪を

極めてよい、約四・五分で長峰の

が尾根筋を通つてるので眺望は

逆川道よりも短く又平坦地である

切開いた林道を行く、この林道は

逆川道よりも短く又平坦地である

大休息をする、昼食後交歓会をや

り自己紹介等を行つ。一三時出

発、袴岳まで各グループ毎に守門

岳をすこしでも味わつてもらう。

袴

岳から眺望はあいにくの曇り空

で、大休憩をする。

一二時青雲着、ここで一時間の

休憩をする、昼食後交歓会を行つ

る。三日日夜六時頃より続々と知つ

る、まだ薄明るいうちに菅名山岳

敏男、望月達夫両先生の軽妙にし

て洒脱な記念講演が善男善女をよ

る、東京からのお客様である藤島

敏男、望月達夫両先生の軽妙にし

て洒脱な記念講演が善男善女をよ

るこばせた。

特記すべきは藤島敏男先生七二

才の情熱をかたむけた山の話の累

々、あゝ我等の才になりて尚も

山に登らんとするか。

翌四日は快晴とは云ひないが、

まあまあの天気、東京の精年組と

中はと見れば勇ましそうな山男、

やさしそうなのはやっぱり女であ

る。出発前というものは一番たの

しい時である。ヤイヤイ若僧早く

出発せんかと、どなられそな繁

張した空氣も一瞬ながれる。ベテ

ランばかりの集りだから仕方な

い。こんな時には早く出発させる

に限る。一応リーダー、コースリ

ーダーは矢筈山岳会と菅名山岳に

とってももう、都合の悪い方は後

中越地区

中越地区

七時四〇分出発、昨年
切開いた林道を行く、この林道は
逆川道よりも短く又平坦地である
が尾根筋を通つてるので眺望は
極めてよい、約四・五分で長峰の
林道終点につく、此処には不動平
極めてよい、約四・五分で長峰の
が尾根筋を通つてるので眺望は
逆川道終点につく、此処には不動平
にあつた雨量計小屋が倒かしいた
ので、昨年新しいプロック建築の
雨量観測小屋が建てられた。保久
礼へ本来の登山道を通り八時三五
分着、水を補給し八時五〇分保久
礼出発。大岳一〇時五〇分着、雪
庇の名残りがまだかなり残つて
いた、しかし今年は雪消えが早く榜
岳北側の沢筋は例年の下旬頃位し
かない。

大岳では入塩川コースを登つて
きた人達と祠前に安全登山を祈
念し一時一〇分青雲に向け出
発、アミハリ附近から青雲にかけ
てシラネアオイ、ヒメサユリ、ツ

新潟地区 下越地区

担当 矢筈山岳会 白川 勇

担当 矢筈山岳会 村松町公民館

担当 矢筈山岳会 村松町教育委員会

参加団体 ピオレの会外九団体
人員 七十三名
望月 達夫
笠原 藤七
藤島 敏男

講師 日本山岳会

藤島 敏男

望月 達夫

笠原 藤七

方へということで「どうかどなた様も順々に御出発願います」そこは心得たもので（これがいいところです）女を先に弱そうなから前に行け行けで、なんとなくスラストと行列ができてしまふ、玄人の集りだから當り前。

前日の少々アルコールの入り過ぎた方は金谷からの登りがキツそした。松並の尾根で精年組に追いつく、ここからトコヤまで一番キツイところでリーダーも心配して、いたが皆んな平気な顔。トコヤで水の補給を兼ねて大休止。

一番眺めのよいガンガの急斜面の難所も無事登り（ゆっくり観賞願いなのが残念だ）一等三角点がある山頂に一時三〇分着、休息、昼食、帰りは高石コース、少し長いで時間がゆっくりとれないのが残念だ。時間の都合で少し飛ばしたが（今度お通りの時はゆっくり歩いて下さい）大体予定通りに行なうことができた。

六月初旬男女共の大集団が日本平山を押しまくるということは、三年前までは考えられなかつた。私達地元としてこの大会のペースとマナーをサンブルに一般に知らせ指導するための自信というものができた。勿論これは岳のみに通することで一般の人達に押しつけるには無理であると思う。

最後に地元の若者達が今度皆さんに逢いるのをたのしみに色々山へ行くと思うので何分よろしく思ふ。

御引廻しの程紙上を借りてお願ひします。

登山禁止制度

届出制度

他知事が特に認める者について
は、第2項は適用しない。

◇危険な期間 十二月一日から四月十五日まで

識を持つように努め、周到な準備及び綿密な計画を立てること。

第五条 1 知事は登山届を受理したときは、登山届済書を登山者に交付するものとする。

2 知事は登山届の内容が不適当と認めたときは、届済書を交付する前に登山者に必要な勧告をすることが出来る。

第六条 1 登山者は常に届済書を携行し知事の指定する登山指導員からその提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

第六条 2 知事は、登山者の装備等が届済書の記載事項と相違すると認めたときは必要な勧告をすることができる。

第七条 2 特に危険な地区及び期間の指定並びに知事の勧告の基準、その他必要な事項を調査審議するため、富山県山岳遭難防止対策審議会を開く。

第八条 1 登山者は次の各号に掲げる事項を記載した登山届を二通成し、知事に提出しなければならない。この場合に於て、登山者が集団で登山する時は、代表者が提出することが出来る。

第九条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第十条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第十一条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第十二条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第十三条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第十四条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第十五条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第十六条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第十七条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第十八条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第十九条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第二十条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第二十一条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第二十二条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第二十三条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第二十四条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

第二十五条 1 登山届を提出しないで、第三条第1項の特に危険な地区及び期間に登山した者。

◇危険な地区 根を中心とした区城

馬場島—白萩川—ブナクラ谷—赤谷山—池平山—北股—二股—劍沢—武藏谷—劍御前尾根—室堂乘越—西大谷—中山—馬場島に囲まれた区域。

◇問合せは次のところへ。
富山県貿易観光課 富山市新総曲輪 電話(31)4-11-1番

◇群馬県谷川遭難防止条例(目的)
第一条 この条例は、谷川岳における岩場地帯の登山に関し、必要な事項を定め、登山者の遭難を防止することを目的とする。(定義)

第二条 この条例において「危険地区」には、別表(略)に掲げる地区をいい、「登山」とは、危険地区に立ち入ることをいい、「登山者」とは、危険地区に登山する者をいう。

第三条 登山者は、登山が常に遭難の危険を伴う活動であつて、遭難の発生は本人及び家族等の不幸だけにとどまらず、社会的にも大きな損失あることを深く自覚し、遭難防止のために万全の注意と配慮をし、特に次の各号に掲げる事項を守らなければならぬ。

第四条 危険地区における遭難防止の事務を処理するため、毎年二月十八日から三月三十日までの間、群馬県谷川岳登山センター(以下「登山指導センター」という)を利根郡水上町に設置する。

第五条 登山指導センターに、登山指導センターの長(以下「所長」という)及び登山指導員を置く。

第六条 の届済書の提示を拒ん

第七条 の届済書の提示を拒ん

第八条 の届済書の提示を拒ん

第九条 の届済書の提示を拒ん

第十条 の届済書の提示を拒ん

第十一条 の届済書の提示を拒ん

第十二条 の届済書の提示を拒ん

第十三条 の届済書の提示を拒ん

第十四条 の届済書の提示を拒ん

第十五条 の届済書の提示を拒ん

第十六条 の届済書の提示を拒ん

第十七条 の届済書の提示を拒ん

第十八条 の届済書の提示を拒ん

第十九条 の届済書の提示を拒ん

(登山指導員の職務)

第五条 登山指導員は、所長の命令を受け次の各号に掲げる業務に従事する。

一、登山者に対し、遭難防止上必要と認めた事項を指示する

こと。

二、危険地区を巡回すること。

三、その他遭難防止について所長が特に命じた業務。

(冬山に対する心得)

第六条 十二月一日から翌年二月未日までの間（以下「冬山の期間」という）は、何人も危険地区に登山しないよう努めなければならない。

(特殊な条件下における登山的一般的禁止)

第七条 知事は、冬山の期間を除く期間内において、天候が著しく悪い場合、気象の激変が予想される場合、又はなだれ、落石等のおそれがある場合において、登山することが著しく危険であると認めたときは、日又は時間を定め危険地区の全部又は一部を指定して登山を禁止することができる。

2 知事は、前項の規定により登山を禁止したときは、登山口その他の見やすい場所にその旨を掲示し、かつ、一般に周知するよう適切な措置を講じなければならない。

第八条 冬山の期間を除く期間に、危険地区に登山しようとする者は、少なくとも次の各号に

掲げる事項を記載した登山届二

出)

通を作成し、登山しようとする日の十日前までに所長に提出しなければならない。この場合において、二人以上の者が同行して登山しようとするときは、その代表者が提出することができ

る。団体の会員であって、当該団体又はその代表者から登山の技術、経験等に關し特に証明書を交付された者にあっては、第八条第一項の登山届に代えて、登山計画書一通を登山しようとする日までに提出することができる。この場合においては、第八条第一項後段の規定を準用する。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一萬円以下の罰金に処する。

一、第七条第一項の禁止に違反して登山したもの

二、第八条の登山届又は第十一条の登山計画書を提出しないで登山したもの

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

第一条 この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

(通報)

第十三条 所長及び登山指導員は、遭難を発見し、又はその旨の連絡を受けたときは、直ちに人日本体育協会に加入している全国的組織の山岳団体の構成員であるものに限る)に所属する団体の会員であつて、当該団体又はその代表者から登山の技術、経験等に關し特に証明書を交付された者にあっては、第八条第一項の登山届に代えて、登山計画書一通を登山しようとする日までに提出することができる。この場合においては、第八条第一項後段の規定を準用する。

(トランク運行が可能となつた。湯ノ平温泉の浴槽(石湯、元湯)も流失したがこれも復旧にかかる。なお蟹湯、湧湯が異状なかつたので入浴には差支はない。又湯ノ平山荘の施設に被害はなく水害當時登山者も七人宿泊していが無事帰宅させた。

実川、胎内、大石の三登山口の被害状況を調査(九月十五日現

在)したがまだ最奥部落までの歩行がやっと可能になつただけで、その先はいつ頃調査に入れるか見

通しがたたない現状であり、今シ

ーズン中の復旧は不可能と考えら

れる。

右のような現状で赤谷口を除いた三つの登山口のアプローチは甚だ被害をうけている予想であるから、今後飯豊連峰に登山する場合は地元市町村と充分連絡してから行動するよう望みます。

(届出済書の提示)

第二条 第八条第一号、第四号及び第六号に掲げる事項を記載したものが、前条第一項の証明書を携帯して、登山指導員から請求があったときは、提示しなければならない。

(身分証明書の所持)

第三条 受理したときは、そのうちの一通に規則で定める登山届出済の規定により交付された登山届

被災を受けた協会 加盟山岳団体

羽越水害による飯豊連峰越後側被害状況報告 下越山岳会 杉原八百樹

第十二条 登山指導員は、業務に従事するときは、常に規則で定める身分を示す証票を所持し、

山岳会名 中条山の会 五十嵐 関川山の会 東浦ハイク 平田 豊島 加茂山岳会 豊栄山岳会 下越山岳会 赤谷口が十日よりブルドーザー入り飯豊ダムまでの車道復旧作業に着手し九月十五日でダムまで

(遭難があつた場合の関係先への

提

代
表
者
名
村松山岳会 笠原藤利 佐久間惇 七勇雄一全一榮六力

日本山岳協会

評議員会報告

評議員会は、五月二十八日東京岸体育館に於て開催された。新潟県山岳協会から笠原勝七、斎藤平七井口正男の三氏が出席した。

一、昭和四十一年度事業報告
一、昭和四十一年度会計監査報告

(1) 社團法人の設立について
公益法人を設立することは昨年年度評議員会で決定し、財團法人にするか、社團法人にするかを専門的立場から小委員会で検討の結果、社團法人に決定

(2) 基本財産の分担について
・基本財産の額は三百万円とし加盟団体四十六都道府県協会(岳連)が分担する。

・分担方法は均等割一円と所属団体数に応じた額(一五〇〇円×団体数)を合計したものとする。

・新潟県山岳協会の割当額は八八、〇〇円であるが、旧県岳連が前に納めてあつた三一、四〇〇円を差引し五六、六〇〇円となる。

一、会費及役員について
一、定款案の作成について
会費及役員について

(1) 会費は次の四段階と決定

円、四〇~八〇未満二〇、〇〇〇円、八〇~一五〇未満三〇、〇〇〇円、一五〇以上五〇、〇〇〇円(当協会は四〇~八〇未満に該当するので三〇〇、〇〇〇円となる)

(2) 日本山岳協会の特異性から最高三十五名の理事で設立が認められて、会長一名、副会長二名、会長推せん理事十名、監事二名選出も決定

(3) 会長副会長の選出
会長、横有恒、副会長、松方三郎、尾関広以上

42年度 役員名簿

新潟県山岳協会

名誉会長 笠原 藤七

会長 宮松山岳会 佐藤 一栄

副会長 長岡ハイキングクラブ 内藤 修

高体連登山部 直江津山岳会 筑木 力

常務委員会 下越山岳会 田中 賢一

技術委員会 理事長 五十嵐篤雄

下越山岳会 理事会長 五十嵐篤雄

上越地区

常務理事 横田 利八郎

理 事 石田 国夫

理 事 稲魚川山岳会 藤井 洋

理 事 秀峯山岳会 室賀 輝男

理 事 長岡ハイキングクラブ 田中 賢一

常務理事 望月 力

理 事 長岡ハイキングクラブ 井口 正男

理 事 信 井口 正男

理 事 選手強化対策委員会 田中 賢一

理 事 新潟県体育協会 井口 正男

理 事 新潟県体育協会 室賀 輝男

理 事 新潟県体育協会 井口 正男

内藤 修 小林兼一郎

筑木 力

常務理事 横田 利八郎

理 事 石田 国夫

理 事 稲魚川山岳会 藤井 洋

理 事 秀峯山岳会 室賀 輝男

理 事 長岡ハイキングクラブ 田中 賢一

常務理事 望月 力

理 事 長岡ハイキングクラブ 井口 正男

理 事 信 井口 正男

理 事 選手強化対策委員会 田中 賢一

理 事 新潟県体育協会 井口 正男

これは麻糸と綿糸で織ったもので通風性があり、水に濡れるとき綿が膨脹して織目が詰り長雨にも耐え、しかも非常に丈夫で、当時の登山者にとっては、テント、マント、アノラック等作るには最高の生地であった。

戦後、化学の進歩とともにない、ナイロン系の生地で私などは覚えない位いろいろの生地名で登山用の雨具が作られた。その宣伝文句は過去の雨具の欠点を全部補つていている。珍しいもの、便利なものに惚れるのは人の常一度は使ってみると雨の多い越後の山、降りだすと三日でも四日でも降り続く、秋が深くなれば霰、雪が降れば湿度の多いボタ雪、これでは生地が薄く、ぬれても変化のない化学繊維ではなくれば、雪が降れば湿度の多く持たない。

それでは何がよからう、となると決定的なものではなく、やっぱり厚くて、ぬれると重くなるイナハタが私達の雨具では一番よい生地だらうと思う。型はその生地の特殊性を生かして工夫をこらし自分の体格に適したものを作つたら合理的な越後の山にふさわしい雨具がない。長い理由は(型は別として)いろいろあるが絶対的な弱点は通風性がないことである。

元日本の軍隊が錢に糸目をつけず長期間にわたり研究した結果完成了のがイナハタと聞いていい。印刷所 編集者 五十嵐篤雄
土田印刷所 発行者 新潟市営所通一
学生書房方 新潟県山岳協会

雨具の生地のこと

完全防水の雨具は古くから、ゴム又はゴム引の(布地にゴムを貼つた物)雨具があった。最近では軽く安くしかも丈夫なビニール系の雨具の方が多く市販されている。両者とも完全防水であるから雨具としては最高のものであろう。ところがこれを登山用雨具に使用しない理由は(型は別として)いろいろあるが絶対的な弱点は通風性がないことである。

成したのがイナハタと聞いていい。昭和四十二年九月発行
新潟県山岳協会

新潟県山岳協会加盟山岳団体名簿

連絡事務局 新潟市営所通1 (学生書房方) TEL ②9870

地区	山岳会名	会員数	代表者	地区	山岳会員	会員数	代表者
新潟	峡彩山岳会	162	井口正男	中越	下田村山岳会	31	長谷川悌二
	東北電力新潟営業所山岳部	10	笛川文雄		秀峰山岳会	63	箕浦三郎
	日本山岳会越後支部	188	田中賢一		津上製作所山岳部	50	水野誠治
	山岳同好会新潟望遠	31	佐々木光雄		燕山岳会	27	近藤実
	新潟登高会	37	広川健二		津南山岳会	30	高橋一夫
	ピオレの会	20	浅妻三松		十日町山路野会	71	見物誠一
	ベレーモンターニュ	25	小泉辰夫		塩沢山岳会	49	曾根義一
	高嶺グループ	20	笛川和男		柄尾山の会	51	佐藤金一
	酒屋山岳会	15	小山春夫		長岡ハイキングクラブ	468	室賀輝一
	昭和硝子工業山岳部	32	渡辺実		長岡山岳会	70	畔上次郎
	国鉄新潟支社山岳会	30	森谷周野		北越製紙緑星山岳会	25	高橋和夫
	日本ガス化学山岳部	17	渡辺初男		北越メタル山岳部嶺峰	18	桜井和
	越後吉田山岳会	37	伊藤辰彌		見附山岳会	18	松本勝
	むささび会	31	能美都光		湯沢山岳研究会	9	河村勝
	財団法人佐渡山岳会	37	小菅任助		堀之内山の会	22	角屋光雄
越	岩室山岳会	25	菅井一郎		三条駒草山の会	39	内山鉄太郎
	彌彦山岳会	35	花井馨		湯沢町山岳会	20	高波吾策
	巻岳友会	20	近藤喜代司	下	龜田山岳会	36	小泉喜重
	越稜山岳会	29	加藤勝義		小須戸山岳会	23	木村祐三
					東蒲ハイキングクラブ	20	豊島栄
上越	糸魚川山岳会	20	池原寿雄		豊栄山岳会	32	唐橋全
	柿崎山岳会	45	伊藤政治		下越山岳会	49	佐久間博一
	直江津山岳会	52	内藤修		中条山の会	31	五十嵐力
	高田ハイキングクラブ	94	本間一夫		関川山の会	31	平田大六
	妙高高原山岳会	55	中村喜久男		村上山岳会	39	早川平
中越	電気化学さわがに山岳会	16	小野健		村松山岳会	11	笠原藤七
	柏崎山岳会	20	大倉粧		矢筈山岳会	28	白川勇
	今町山の会	14	佐藤晴夫		菅名山岳会	20	加藤利雄
	加茂山岳会	43	近藤仁一	大学	新潟大学の会	84	伊藤辰治
	奥只見山岳会	22	佐藤廣文		新潟県高体連登部	52校	関武治
	川口山の会	25	森山正夫				
	小千谷山岳会	63	濁川仁				

～安全登山 公徳登山～